

文京区長期優良住宅認定等に関する申請手数料について
(令和4年2月20日以降)

■ 一戸建ての住宅（**確認書等**を添付して申請する場合 ※1）

	新築基準	増改築基準 ※2
認定申請（法第5条に基づく認定申請）	7,100円	10,000円
変更申請（法第8条に基づく認定申請）	7,100円	10,000円
譲受人の決定（法第9条に基づく認定申請）	2,300円	2,300円
地位の承継（法第10条に基づく承認申請）	2,300円	2,300円

■ 共同住宅等（**確認書等**を添付して申請する場合 ※1）

認定申請を行う住宅が属している一棟の建築物全体の床面積に依り、次の表に掲げる額となります。

	新築基準	増改築基準 ※2
認定申請 （法第5条に基づく認定申請）		
100㎡以内のもの	7,100円	10,000円
100㎡を超え 500㎡以内	13,000円	19,000円
500㎡を超え 1,000㎡以内	22,000円	33,000円
1,000㎡を超え 2,500㎡以内	32,000円	47,000円
2,500㎡を超え 5,000㎡以内	57,000円	85,000円
5,000㎡を超え 10,000㎡以内	94,000円	140,000円
変更申請 （法第8条に基づく認定申請）		
計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積に応じて、上記に掲げる額となります。		
譲受人の決定（法第9条に基づく認定申請）	2,300円	2,300円
地位の承継（法第10条に基づく承認申請）	2,300円	2,300円

※1 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書又はこれらの写しを添付せずに申請する場合は、手続きが異なりますのでお問い合わせください。

※2 増改築基準とは、新築時に長期優良住宅の認定を受けていない既存住宅に、必要な性能向上のための増改築工事をし、長期優良住宅の認定を受ける場合の基準のことをいいます。